

## 4. PD 制度に向けた次の取り組み

### 4.1. PD 制度導入の段階的アプローチ

#### 4.1.1. PD 候補者のモニタリング

まず財政部に対し、PD 候補者を特定してモニタリングすることを提案する(仮に 2007 年度)。以下の手続きが必要である。

- PD 候補者の特定
- 指標債券の特定
- 年間の入札・引受結果のモニタリング
- 年間の売買結果のモニタリング

#### 4.1.2. PD のパイロット・テスト

次に財政部に対し、PD のパイロット・テストを実施することを提案する(仮に 2008 年度)。以下の手続きが必要である。

- 暫定的な PD スキームの設計(指名者、資格者、対象債券、対象取引、義務・特権)
- 規定の修正(政令 141、回状 29 と 21)
- PD のパイロット・テストと実績のモニタリング

図表 4-1:PD パイロット・テストのスキーム例(2008 年)

指名者		➢ 財政部
参加者資格		➢ 銀行、証券会社のうち、最低限の入札・落札責任を果たしたもの
対象証券		➢ 5 年債までの政府債
対象取引	発行市場	➢ 入札のみ ➢ 小売は除外
	流通市場	➢ 売り切り(買い切り)取引のみ ➢ レポは除外
義務	発行市場	➢ 満期ごとの入札責任(月、四半期もしくは年ごとに発行額の 5~10%程度) ➢ 満期ごとの応札責任(四半期もしくは年ごとに発行額の 3~5%程度)
	流通市場	➢ 参考価格の提示(確定価格ではなく気配値)
特権		➢ 入札の独占参加権

出所:筆者作成

### 4.1.3. PD 制度の再設計と導入

さらに財政部に対し、PD 候補者を特定して監視することを提案する(仮に 2009 年度)。以下の手続きが必要である。

- PD の指名
- PD の実績のモニタリング
- PD の実績を反映した制度の再設計

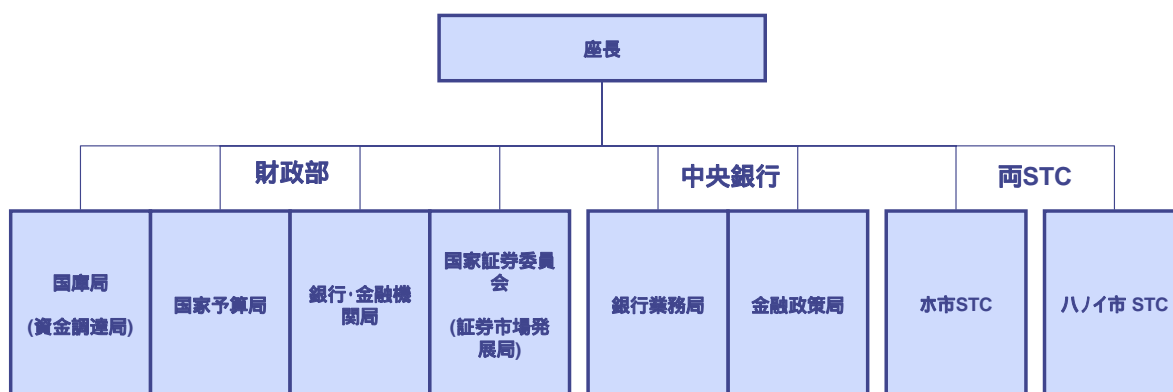
### 4.2. 実行組織

発行市場と流通市場双方の改革には、関連当局と市場参加者間の業務(ビジネス)のあり方に甚大な努力と変化が必要である。

このため財政部は、上記のような改革を実施して PD を導入するために、「政府債改革委員会」またはこれと似たような組織を、可能な限り早い時期に設立することを提案する。

財政部が債務管理局を設立すれば、このような委員会またはそれに類する仕組みの進行が容易になるだろう。

図表 4-2: 政府債改革委員会の組織例



出所: 筆者作成

### 4.3. PD 制度導入までの計画表

スケジュール面では、ベトナムでの PD 制度導入の計画表を次のように提案する。

図表 4-3: PD への提案ロードマップ

		2006	2007	2008	2009	2010
1. 発行市場の改革	1-1. 2、3、5年債の入札への特化	徐々に移行				
	1-2. 10、15年債の引受への特化する	特化				
	1-3. 年間発行計画の公表 1-4. 年間入札・引受計画の公表 1-5. 四半期ごとの入札・引受日程表の公表		公表開始			
	1-6. 上限金利の緩和	金利格差の縮小	5年もの金利への統合	プライムレートに設定	撤廃の検討	
	1-7. 銘柄統合方式	規制・税制の検討		銘柄統合導入		
	2. 流通市場の改革	2-1. レボ規制の制定	規制の作成	発布		
2-2. レボ基本契約書の作成		契約書の作成	利用開始			
2-3. 報告制度の修正		規則の修正	義務付け開始			
2-4. 買入消却方式			規制の検討	買入消却導入		
3. PD制度の導入			PD候補者のモニタリング	PD制度のパイロット・テスト	PD制度導入	PD制度再設計

出所:筆者作成